

特定開発事業の素案に係る公聴会 会議概要

1	公聴会名	特定開発事業の素案に係る公聴会
2	日 時	令和2年6月28日(日) 午後2時00分から午後3時00分まで
3	会 場	豊科公民館 大会議室
4	出 席 者	公述人5名、開発事業者4名、報道関係者4名、傍聴人51名
5	市側出席者	横山都市計画課長、山田計画係長、中山主査、竹村主任
6	公開・非公開の別	公開
7	会議概要作成年月日	令和2年7月3日

会 議 事 項 等

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 公述の案内
- 4 公述

(公述人①)

第1番ということで、今回の公聴会につきましては今まで取り決めが様々あった中で、私どもとしては今までの内容が不十分だということで、公聴会の開催を市長に要望しまして、本日の開催という形になりました。私から、若干総括ということでこれにつきましては事業者の皆さんに回答を頂くというものではありませんので、よろしくお願いします。

また、私どもとしましても、資本主義という中では、経済自由の原則は保証されるということは基本的には考えております。まず、基本的な考えについて言及させていただき、これに対して先ほども言いましたとおり、返答は要りませんので、よろしくお願いします。その後質疑ということで4項目ほど質疑をさせていただきます。

まず、中房地区の源泉についてでございますが、当初私どもで、この条例に基づきまして意見書というものを提出しました。その意見書の中でも市民の財産という表現をさせていただいております。これは主観的なものではなく、安曇野市の財産台帳に温泉権が客観的事実として記載されており、安曇野市が財産管理者としてその財産を適正に維持管理するという立場は弊社と同じスタンスであると理解しております。その具体的な取組みの一つとして、平成29年度に安曇野市長と当社の代表取締役の連名で長野県知事に対して、「中房川における小水力発電に係る河川からの取水申請への対応について」という要望書を提出し、慎重、かつ、総合的な対応をという要望書を既に提出済みでございます。

温泉の受湯契約者でございますが、単なる使用者という位置づけではなく、温泉を使用する権利を有する者であります。つまり契約時に多額の権利金、それから10年毎に契約更新料を納入いただくことが前提で、その結果として弊社から温泉を供給させていただいております。配湯事業者としましては、権利者いわゆるエンドユーザーの合意形成なくして、小水力発電の是非を最終的に判断することは不可能と考えています。現在の温泉受湯契約者は約1,600人弱であります。

この温泉引湯事業は、旧穂高町の行政主導で進められてきた壮大な事業でありました。事業者の見解書には経済的な価値の極めて高い財産であると理解もされつつ、地域に与える影響について検討不足等があったと、見解書の中で事業者から述べられています。

最近の自然エネルギーの重要性については多くの方が認識されている点は、私どもも当然のことながら理解をしています。それも従前の地域に影響を及ぼさないことが大前提であり、そのことの説明責任は事業者側が負うべきと考えています。事業者の地域貢献策については、具体的な裏付けがなく地域貢献策としてその効果は限定的なものであると感じています。また、この開発が地域社会や安曇野市の将来像、観光面や人口増対策に大きな影響を及ぼしかねない点を十分に認識されたうえ、事業実施の影響の有無を検討されなければならないと考えております。最近になって当社に温泉に関するデータの提供の依頼をされ、私どもとして事業者のほうに提出をいたしました。地域への影響を精査したうえでの事業計画の立案という意味においては、現在までの事業実施のアプローチには、信頼性を感じることはできません。

現在の社会情勢は社会環境の進展とともに多様化した価値観により会社経営にあたっては、通り一辺倒ではなく多様な取組みが求められ、それへの対応の遅れは極めて厳しい結果を招くこととなります。また、人口減少、少子高齢化が叫ばれてから、かなりの期間が経過をしていますが、その回復の兆しは見え、この傾向は長く続くものと思われま。全国の温泉地の中で有名な温泉地ではインバウンドを含め、積極的な投資が行われ活況を呈する所もごございます。それ以外の地域との差が拡大する一方であるとの認識をしておりますが、全国の温泉地では厳しい状況におかれ、各地域の温泉地では様々な取組みの中で、模索している現状もごございます。お客様への取組みが重要かつ不可欠であります。

また、この新型コロナウイルスの影響は旅館やホテルなどの観光事業者に大きな痛手を伴っており、その回復には時間を要し、働き方改革の取組も相まってお客様の集客や雇用の確保など課題が山積している状況でございます。

しかし、小水力発電による売電事業者には感覚的な「おもてなし」などソフト面でおお客様への取り組む場面はほとんどなく、その面からすると極めて単純な取組みであり、頭をひねりながら苦悩するという関係は薄いと考えることができます。また、高崎市が本社の信濃電力開発では地域社会との精神的な繋がり希薄であり、地域への社会的責任への思いも希薄であるということが一般論としては存在いたします。そのことが、今回の認識不足を含めた不十分な対応に表れており、地域の抱える大きな課題を十分に認識され、今後の誠意ある対応を望むものであります。また、弊社は温泉を供給するという面と、いわゆる生活排水の処理をおこなっている会社でございます。当社の設備も非常に傷んでおりますので、これからそれらの改修等も含めて考える中で、今回の小水力発電の課題については非常に困惑している部分がございます。

事業計画立案からのアプローチの仕方をはじめ、地域の実情への認識を全く欠いた一方的な考え方に基づいているとの認識を持っております。温泉が地域に与える恩恵は非常に大きいものと考えております。だとするならば、慎重かつ丁寧な検討を加え、温泉受湯者を含めた理解を得る。これが重要なことだと考えております。

いずれにしても、今後調査を行うようですが、結論ありきではなく公正な視点に立った検証を行い、その結果を関係者すべてに情報提供することが必要であります。また、その際には、例えば群馬県四万温泉では河川水位を上昇させ温泉量の増加を図り、山形県赤倉温泉では、河川改修の検討の中で、河川の水位を下げただけで温泉の湧出量の減少が明らかになったなど、河川と温泉の因果関係を示す結果が示されており、各地域の調査検討を併せて行っていただくことも必要であると考えています。

なお、これらの検討結果の説明については、受湯者に対して改めて場を設け、或いは資料などの郵送により行っていただきたい。そして、受湯者の皆様には弊社としましてもこの小水力発電が及ぼす源泉への影響というものを既に調査しており、これらの資料と比較していただきその中で受湯者の皆さんに問いかけをしながら意見集約を図っていくというスタンスでございます。総括的なことを述べさせていただきましたので、これからは質疑ということをお願いいたします。

現在、検討されている、温泉のデータについては最近になって提供を求められましたが、土地利用

条例の趣旨からすると適切な議論をする上で必要な検討結果をもって、初めて事業者による事業説明会の開催ではないかと考えています。事業者側の当該事業に係る説明会の設定は、関係者への周知行為として中房の第1登山者駐車場のフェンスの奥に告知用看板は設置されておりましたが、そんなことを考えると、信頼関係にならないのかなと思います。そういった中で、今回この条例上でこれから信濃電力さんはどのような取り組みをされていくのかお聞きする。それから条例の手続きの後か同時かわかりませんが、法的な許認可ということもございます。その辺もどうするのかお聞きをしたい。

それから中房川の流量の関係でございますが、一級河川でのデータ収集ということも承知しております。その辺のデータの活用方法等についてもお伺いをしたいと思います。以上です。

(公述人②)

安曇野市は温泉をコンテンツとして営業しているホテル、旅館、ペンション等数多く存在していることは認識されているとは思っておりますが、この温泉への影響を生じさせることは、この地域の賑わい、温泉受湯者以外にも、飲食店それぞれに観光のお客さんが来られている。その賑わいをこの地域に致命的な影響を与える。そういうふうなことが、外部の人為的な取り組みでそのような影響を被ることは、あり得ないと私どもは思っています。

そのために事業者が公平また公正な検討結果のデータを提示して理解を得られるようなものを出していただくことが鍵となりますので、地域に対してそういう重い課題を解決するというそういう姿勢についてお伺いしたい。

それから、小水力の発電について、この地域を含め温泉の恩恵を受けている人にとっての真のメリットは何か、加えて一般論的にデメリットの存在についてのご認識はあるのか、そして、それが有るとすれば、それへの対応はどのように検討されているのかお伺いしたい。以上です。

(公述人③)

私どもは安曇野市の不動産事業の会社でございます。今回の小水力電力の開発にあたって意見を述べさせていただきたいと思っております。

従前から複数の不動産事業者が温泉付き別荘地そして分譲、販売を手掛けてきました。現在においても取引の引き合いがありますが、新たに人為的な取組みで温泉に影響が出るということが決してあってはなりません。安曇野の豊かな景色を求め、また安曇野ブランドに魅力を感じている方は今後も少なからずおります。このような現状の中において、事業者側の説明責任は重く、地域全体が容認、理解するには緻密、かつリスクの存在を含めその対応方針についての検討結果の提示が大前提と考えているところでございます。

そして新たな提案につきまして、現在の自然湧水、自然流下と比較すると、設備により経費が必要になるのではと思慮しております。社会環境、人口減少ですとか少子高齢化、こういったことを踏まえたうえでの小水力発電に係る事業性の可否及びそれらによる既存事業者への影響を踏まえた検討状況や経過についての説明を求めさせていただきたいと考えております。以上です。

(公述人④)

私は宮城地区に住んでおります。よろしくお願ひいたします。私は東京から移住してきました、その理由の一つに温泉の魅力があったからです。一昨年、台風の影響で温泉管が破損した際には、復旧まで1週間、大変不便な思いをいたしました。そして、今回、小水力発電事業により、温泉の供給に影響が出るのではないかと聞きまして、大変心配になりました。丁寧に検討を重ねていただき、その結果を我々素人にも分かるように受湯者全員に説明していただく機会を設ける考えはおありでしょうか。また、工事後万が一温泉に支障が出た場合、賠償を含めどのような責任をとられるのかお聞きしたいと思います。以上です。

(公述人⑤)

私はゴルフ場をやっております。温泉を引き込ませていただきながら経営をさせていただいております。本件の特定開発事業の素案に対して次のとおり意見を述べたいと思います。

本件事業が安曇野市の重要な産業資源である温泉に影響を与えるのではないかと懸念は重ねて指摘してきたところであります。この懸念が払拭されないまま事業が推進され、温泉の利用者に被害が生じた場合には、例えば温泉が止まりますとか、湯量が減るといことになりましたら、私どもとしては損害賠償請求をすることになります。我々もこの施設に対しては多大な資金を投下しておりますので、損害賠償の請求をすることになりますが、そのことについての考えを明らかにしていただきたいと思っております。以上でございます。

(事業者①)

私が今回の開発事業を計画しております信濃電力開発の代表をしております長井と申します。

只今5名の方々から色々な視点からご指摘、ご懸念等公述をいただきました。これに関連して私どもからこれに対する回答または、関連する事項について我々の考え等をご説明させていただきたいと思っております。まず技術的なことも多々ありますので当社の社員から説明させていただきます。

(事業者②)

信濃電力開発の筆頭株主の日本発電という会社で開発面の実務を担当しております。

私から主に公述いただいた内容の中で、技術的な内容について説明をさせていただきます。まず冒頭公述人①から検討データについての公述がございました。これについて弊社の見解を述べさせていただきます。

まず、温泉のデータの開示の請求ですが、実は公聴会に合わせておこなったものではございません。昨年の秋から何度となく安曇野市の商工観光部さんのほうには、検討が必要なのでデータをくださいと申し上げておりましたが、なかなか提供いただけなかったという経緯がございますので、その部分はこちらのほうで見解を述べさせていただきます。

2番目に周知の方法に関する公述の内容がございました。こちらの不手際も多々あったかと思うんですが、一方でこちらのほうに関しましては土地利用条例の窓口になっております市の都市計画課さんのご指導を受けながら進めさせていただいている経緯もございましたので、その部分に関しての弊社の考え方を述べさせていただきます。

それから、許認可の手続きの公述がございました。許認可の手続きですが、許認可の項目が通常の水力発電の倍以上あるところですが、非常に難易度は高いところですが、必要な事前の各行官庁との協議は粛々と進めさせていただいております。状況を見ながら正式に申請のほうを出させていただくような形にはなるかと思っております。それから普通河川部の流量データのお話がございました。お手元の資料の2-1と2-2というところに結果を示させていただいております。ただ一つ相談というか、今後ご検討いただきたいですが、普通河川部の流量測定に関しましては実は、一部の区間について経済産業省さんの補助金をいただいて実施をしております。したがって、流量観測の結果というのが補助金を用いて取得した資産ということになります。その資産の処分に関しましては補助金適正化法等の記載がございました。関係機関にご相談をしたんですが、今回お示した以上のデータになりますといわゆる生データになってしまうんですが、生データに関しましては公述人①と信濃電力開発で秘密保持契約を結んで公述人①のほうでお見せするデータを第三者に開示しない、それから第三者に譲渡しないという確約ができない限り開示の許可は出せませんと、経産省の外郭団体の新エネルギー財団というところですが、そこからお話がきておりますので、今回お示した以上のものは弊社としては経産省さんからのご指導もありますので秘密保持契約が結べればお出しすることはやぶさかではございませんので、秘密保持契約のご検討を是非お願いしたいと思います。

それから、源泉への影響についてのご質問がございました。時間の関係もありますので走りながら

になってしまいますが、お手元の資料の1-1から1-7まで弊社のほうで流量データを持っています。流量データと公述人①から安曇野市さんを経由していただいたデータの分析を行いました。まず流入量についての考え方をご説明しますが、その前に水力発電の取水の考え方をわかっていたかという理解ができないので、取水に係る基本的な考え方を2つお示しします。まず水力発電というのは野放図に水を取るものではありません。必ず環境省より最低限川の水をこれだけ残してくださいというのがどんな川でもあります。今安曇野市内で建設中の旧三郷村の黒沢川というところで、発電所の工事が行われているはずですが、そちらも同じように環境省のほうから川にはどのくらい残してくださいというのが出ております。今回の中房温泉の発電に関しましては環境省さんから、毎秒0.24トン以上残してくださいというご指導をいただいております。これを担保するために取水口のすぐ下の数メートル下側に毎秒0.24トン強制的に放流する分岐点を設けてあります。プールみたいな水槽のところに穴をあけてあるんですが、そこに穴をあけることで、必ず毎秒0.24トン以上放流するという仕組みをつくってあります。それから今回の発電の計画に関しましては最大でも毎秒0.4トンの取水になります。これも野放図に飲み込めるわけではございません。設備の構造上、絶対毎秒0.24トンというのはまず飲み込めません。それからもしそれ以上水が来た場合ですけれど、実は水車のほうも自動制御が働きましてその場合には水を絞る操作をします。もしそれでも水が増えてくるような場合ですと取水口の脇にプールをつくるんですが、そのプールから自動的にオーバーフローするような仕組みになっております。ですので、通常毎秒0.4トン以上取水することはないというふうな仕掛けがあるという前提でお話をさせていただきます。まず温泉湯量と川の流量との関係ですけれど、確かに川の流量が増えると温泉の流入量が増えるという傾向がございます。ただ、川の流量が2倍になったから温泉の流入量が2倍になるというふうなものではございません。調査した期間で一番水の少ない年が平成20年になりますけれど、この時川の流量は1対36.3まで変動しています。それに対して温泉の流入量は1対1.42というふうに非常に穏やかな結果です。水の少ない時期、たぶん雪の時期になるんですが、川の水が大体毎秒0.2トンもしくは0.2トンを下回るときでも、温泉の流入量というのは日量2,500立米ないしはそれ以上確保できておりますので、環境省さんからのご指導の河川流量を守る限りは、問題は生じないと考えております。

それから、湯温の懸念についてもこれまでお示しいただいておりますので、併せてご回答いたします。結論から申しますと、川の水が増えると温泉の温度は下がります。今回の発電というのは川の水の量を減らす方向に働きますので、少なくとも湯温の低下は生じないと考えております。

それから、新たな提案に対してですけれど、1点だけご説明します。現状の源泉は川の底にあるものと認識しております。現状の場所に源泉が起こった経緯というのが私どもで調べさせていただきましたが、どうも昭和34年の二度にわたる水害で河床が変動したということで、旧有明村のほうから色々な申請が出ているやにも聞いております。そうしますと、こういう気象条件ですので、河床部にある源泉というのが未来永劫そのままよいのでしょうかというのが、我々としては疑問を感じます。河川区域外のほうで、というようなご提案をさせていただいたところでございます。

それから、全ての受湯者の方に説明をということで、これは必要があれば私どものほうでは拒むものではなく、積極的にやらせていただきたいと考えております。

それから、問題が起きた場合どうするのかについては経営判断になりますので、長井から後ほど説明します。賠償責任のほうの問題に関しても同じでございます。

川の水のことでもう一度ご説明しますが、川の水が増えると温泉の温度は下がります。逆に川の水が減ると温泉の温度が上がるとおっしゃっていただいております。

新たな源泉の提案も少し説明をさせていただきます。今回私どもでは現状の源泉に影響は及ぼさないというふうに考えております。ただ、これからの永続的な発展を進めるうえでしっかり河川区域外に置いたほうが良いのではないかとということで、源泉を確保という話をしたんですが、その源泉の確保に関しましては、公平性、中立性の観点から関係者が行うのではなくて、新たに財団法人を設立してその財団で新たな源泉の確保、管理をさせていただくということをご提案しております。当然、国

立公園内の事業になりますので、そこから得られる収益の一部は、発電事業の収益も同じですが、国立公園の維持管理活用に資するという時に役立つようなふうにしたいと考えております。

(事業者①)

続きまして、私から万が一温泉に悪影響が発生してしまった場合、その場合どうされるのか、例えば賠償についてどういった考えを持っているのか、というご心配をいただいております。

これについて、私どもとしては前提として今、事業者②から申しましたように、源泉への悪影響はないと考えておりますが、絶対そうなのと言われると、絶対ということは残念ながら申し上げられません。万が一悪影響、それも程度次第かと思いますが、それが起こって、その原因が私どもの計画また実施した小水力発電事業これが原因だということになれば、もちろん賠償の責任は当然発生します。それについて、賠償という考えだけでなく私どもが持っておりますこの小水力発電の取水によるそれが源泉への悪影響が起こったと、これがはっきりした場合には、取水を止めます。つまり事実上事業を辞めます。そんな覚悟は持っております。それとご指摘にもありましたように、我々の会社はまだまだ小さい会社です。賠償資力はどうなのか。この辺の指摘もいただいておりますが、私どもとしてはその点に関しては有限なものしか持ち合わせておりません。ですから我々ができるということにならざるをえません。ただ、先ほど言いましたとおり賠償というよりも、もし仮に悪影響が起こり、それが我々の責任であるとなれば、賠償以前の問題として取水を止める。こういうことを考えております。質問について全てお答えできているか不安もありますが、とりあえず事業者としての公述は以上とさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。以上をもちまして、予定していた公述が全て終了いたしました。

5 公述内容に係る質疑

(議長)

続きまして、公述内容に係る質疑に移ります。

事業者の方の公述内容につきまして、公述人の方はご質問があれば挙手をいただきたいと思います。指名された方以外は、ご発言を控えていただきますようお願いいたします。

公聴会につきましては、原則として公述人の意見を広く市民の皆さまに聞いていただくという場でございます。説明会のように質疑を重ねて理解を深めていく場ではございません。したがってご質問は、ご自身が公述した内容に限り、お一人1回まで、質問時間は5分以内でお願いしたいと思っております。

事業者の方に対して、ご自身が公述した内容に関するご質問が複数ある方は、まとめてご質問をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ご質問をお受けしたいと思います。

(公述人①)

まず、手続き的なものであります。

今の公聴会自体は市の土地利用条例に基づく手続きの過程にあります。ただ基本的には、市の条例というのは横出し、はみ出し条例でありますので、河川法その他の申請行為はこの市の手続きと関係なくできるという形でございます。先ほど肅々とされておるとい話をしましたけれど、この条例の手続きの如何関係なくとりあえずは申請行為を行っていくのかまずお聴きしたい。

それから、これらの河川データにつきましては、我々も中部電力からデータをいただきました。中部電力のデータというのは取水の箇所から大体12キロくらい下流のほとんど麓のデータであります。

それで先ほど、経産省の補助金の対象にした普通河川上、取水付近での調査をされたということですが、私どもも公文書の公開で、それら普通河川上の申請書類を見させていただきました。非常に稚拙と言いましょか、こんなデータ使えるのかというくらいの設備のデータであります。例えば信濃電力開発から出された見解書の中にも、取水から放流の間にかくもの沢があるというようなことが書いてあります。基本的に第3発電所は11キロ、12キロくらい下流ですので、色々な沢が入ってきます。ということであれば、この地域への影響ということを真摯にお考えいただくのであれば、いわゆる取水位置での適正な水量調査、これがまず大前提でなされるべきかなと、これと併せてもし影響がある、ない含めてそこから一回取水してみる、それで本当に河川上影響がないかどうか。ただそれを1か月とか1年でできるのかということがございます。一昨日リニアモーターカーですか、静岡県知事とJR東海が話し合いを持ちました。その時に基本的には大井川水系の地下水等が減るということの中で、静岡県等は反対をされています。その中で、事業者の一人の方が言うておられました。おそらく工事をして数年は問題がないだろうと、5年、10年くらい経ったらどうい影響が出るのか、皆目見当がつかないと。

私たちの調査をしていただいた会社につきましても、自然の雨が降って雪が解けて川の水が増減するじゃなくて、人為的な部分である一定の川の水がなくなるということが中長期的にどのような影響を及ぼすかということは皆目見当がつかない。ということであれば、普通河川上にチロリアン方式ですか、それらを設置していただいて、発電の設備はなしに例えば放流をしてみるだとか。そうした時に我々の源泉にどのような影響が出るのか。それと私たちまだよく分からないのが、先ほどから0.40立方、今の河川水量からどれだけ減るのかということも検証されておりませんので、それらも含めて今後のお考え対応をお聴きしたいと思います。

(事業者②)

今ご質問があったものにお答えします。

まず法的な手続きの部分に関してご回答させていただきます。ここの発電所は非常に複雑な許認可の関係が必要になっておりまして、関係の各省庁の間でも調整をしながら進めていただいているのが現状です。したがって、書類をいつ出してくださいというのは今後事前協議を重ねた中で、各行官庁のほうから適切なお指導があると思っておりますので、土地利用条例との関係云々に関しましては、行官庁さんのご意向もあると思っておりますので、この場で回答して、事実と違うということになるといけませんので、この場での回答は控えさせていただきます。

それから流量観測手法についてのお話がありました。非常に設備が稚拙ではないかというようなお話があったんですが、今回行っております流量観測の手法というのは、給水地点の近くに水位計を設置して推移を10分ごとに計測し、大体月に2回程度人が現地に行って人の手で、流速と水深を測って流量を出して、人の手で測定した流量データを基に水位から流量を求める、通常の水力屋さん水位流量換算式と言いますが、それを用いて算出をしております。この方法自体は小水力だけではなくて、中電さんの10万キロ、20万キロの発電所でも全く同じ手法でやっています。ですので、このやり方が稚拙だとは我々は考えておりません。したがってこれがもし、稚拙だということになると中電さんの宮城第3変電のデータそのものも稚拙ではないのかということにもなりますので、私どもとしては、そのようなことはないと思っております。同じような測り方をしまして、私どもも全国色々なところで協力させていただいておりますが、このやり方で、やった中でやり方が稚拙であると河川管理者の方からご指摘を受けたことはただの1回もございませんので、ここは強調しておきたいと思っております。

水がどのくらいその時に減るのかというお話がありました。それに関しましては、今回お示しをさせていただきました、2-1、2-2のグラフに追記をすることができますので、必要でしたらシミュレーションを行いまして、ご関係の皆様へ提出をさせていただこうかと思っております。以上です。

6 閉会

(議長)

事業者の方からご回答をいただきました。

それでは次にその他の公述人の方は質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で、公述内容に係る質疑を終了させていただきます。

以上